

第 76 回 税理士試験
〔 相続税法 〕
解答速報

第 7 6 回 税 理 士 試 験 相 続 税 法

Z－76－E〔第一問〕解 答

— 50点 —

問 1 (25点)

次の[設例]に基づき、以下の(1)及び(2)の[問]に答えなさい。

[設例]

個人Aは、自己が保有する土地（通常取引価額（時価）1,000万円）を、200万円で譲渡することを考えている。この譲渡対価は著しく低い価額の対価と認められるものとする。

[問]

- (1) 当該土地を個人B（個人Aの子）に譲渡した場合、当該土地に係る贈与税の課税関係について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。
- (2) 当該土地を同族会社C（個人B（個人Aの子）が代表取締役であり、株主は個人Bのみである。）に譲渡し、その結果、個人Bの保有する同族会社Cの株式の価額の合計額が、譲渡直前の価額から500万円増加した。この場合の贈与税の課税関係について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

(1)

① 贈与税の課税関係 5

著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合には、経済的実質においてはその財産の時価と対価の差額相当額は贈与により取得したものと同等の価値を有することとなるため、課税の公平の見地から、相続税法の擬制により課税する。

本問においては、個人Bが、土地の通常取引価額1,000万円と対価200万円との差額である800万円に相当する金額を、個人Aから贈与により取得したものとみなして、低額譲受益として個人Bに対し贈与税が課税されることとなる。

② 関連する条文

贈与又は遺贈により取得したものとみなす低額譲受（法7） 10

著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、その財産の譲渡があった時において、その財産の譲渡を受けた者が、その対価とその譲渡があった時におけるその財産の時価との差額に相当する金額をその財産を譲渡した者から贈与（その財産の譲渡が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

ただし、その財産の譲渡が、その譲渡を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者からその債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈与又は遺贈により取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

(2)

① 贈与税の課税関係 3

同族会社に対し時価より著しく低い価額の対価で財産の譲渡があった場合において、その譲渡によりその会社の株式の価額が増加したときは、その株主が、その増加した部分に相当する金額を、その譲渡をした者から贈与により取得したものと取り扱う。

本問においては、株主である個人Bが500万円を個人Aから贈与により取得したものとみなして、その他の利益の享受として個人Bに対し贈与税が課税されることとなる。

② 関連する条文

贈与又は遺贈により取得したものとみなすその他の利益の享受（法 9） **7**

贈与又は遺贈により取得したものとみなす規定の適用がある場合を除くほか、対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、その利益を受けた時において、その利益を受けた者が、その利益を受けた時におけるその利益の価額に相当する金額をその利益を受けさせた者から贈与（その行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。

ただし、その行為が、その利益を受ける者が資力を喪失して債務を弁済することが困難である場合において、その者の扶養義務者からその債務の弁済に充てるためになされたものであるときは、その贈与又は遺贈により取得したものとみなされた金額のうちその債務を弁済することが困難である部分の金額については、この限りでない。

問 2 （25点）

次の[設例]に基づき、以下の[問]に答えなさい。

[設例]

個人 X は、次のとおり個人 Y（個人 X の子）に贈与を行っていたが、令和 8 年10月に個人 X は死亡した。個人 Y は、個人 X の相続について放棄し、財産等を取得していない。

また、個人 Y は、当該贈与以外の贈与を受けたことはなく、全て適法に申告等の手続を行っている。

贈与日	贈与の内容	備 考
令和 5 年 4 月	現金300万円	
令和 6 年 4 月	現金500万円	
令和 7 年 8 月	建物2, 500万円 (贈与時の価額(時価))	・ 相続時精算課税を適用（相続税法第21条の 9 に規定する相続時精算課税選択届出書を提出）して、贈与税の申告をしている。 ・ 令和 8 年 5 月に災害によりこの建物が相当の被害を受けたため、租税特別措置法第70条の 3 の 3（相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例）の規定による承認を申請し、同年 9 月に税務署長の承認を受けた（被災価額500万円）。
令和 8 年 4 月	現金800万円	

[問]

上記の贈与に関し、個人 X の相続に係る個人 Y の相続税の課税価格について、関連する条文に触れつつ説明しなさい。

(1) 個人 Y の相続税の課税価格 **8**

個人 X の相続に係る個人 Y の相続税の課税価格は、以下のとおり3, 080万円となる。

① 令和 5 年 4 月の贈与

相続開始前 3 年以内の被相続人からの暦年課税贈与でないため、相続税の課税価格に加算されない。

② 令和 6 年 4 月の贈与

被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかった者には生前贈与加算の適用はないが、相続時精算課税適用者については、その被相続人から相続又は遺贈により財産を取得しなかった場合であっても、生前贈与加算の適用がある。

したがって、500万円が相続税の課税価格に加算される。

③ 令和7年8月の贈与

相続時精算課税適用財産として、相続税の課税価格に加算される。

この場合において、贈与を受けた日から特定贈与者の死亡に係る相続税の申告期限までの間に災害により被害を受けているため、建物の贈与時の価額2,500万円から被災価額500万円を控除し、さらに基礎控除額110万円を控除した1,890万円が加算される。

④ 令和8年4月の贈与

相続時精算課税適用財産として、800万円から基礎控除額110万円を控除した690万円が相続税の課税価格に加算される。

(2) 関連する条文

① 生前贈与加算（法19①、21の15②、21の16②） **5**

相続又は遺贈により財産を取得した者がその相続の開始前3年以内に被相続人から贈与により財産を取得したことがある場合においては、その者については、その贈与により取得した財産（その年分の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるもの（特定贈与財産及び相続時精算課税適用財産を除く。）に限る。）の価額を相続税の課税価格に加算した価額を相続税の課税価格とみなす。

② 相続時精算課税に係る相続税額の計算等（法21の16①③） **7**

イ 特定贈与者から相続又は遺贈により財産を取得しなかった相続時精算課税適用者については、相続時精算課税適用財産をその特定贈与者から相続（その相続時精算課税適用者が相続人以外の者である場合には、遺贈）により取得したものとみなして相続税の計算規定を適用する。

ロ イの規定により特定贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなされた相続時精算課税適用財産の相続税の計算規定は、次による。

（イ） その相続時精算課税適用財産の価額は贈与の時における価額とする。

（ロ） その相続時精算課税適用財産の価額から相続時精算課税に係る贈与税の基礎控除の規定による控除をした残額を相続税の課税価格に算入する。

③ 相続時精算課税に係る土地又は建物の価額の特例（措法70の3の3①） **5**

相続時精算課税適用者が特定贈与者からの贈与により取得した土地又は建物が、その贈与を受けた日からその特定贈与者の死亡に係る相続税の期限内申告書の提出期限までの間に災害によって相当の被害として一定程度の被害を受けた場合（その相続時精算課税適用者がその土地又は建物をその贈与を受けた日からその災害が発生した日まで引き続き所有していた場合に限る。）において、その相続時精算課税適用者が贈与税の納税地の所轄税務署長の承認を受けたときにおける相続時精算課税に係る相続税の計算については、相続時精算課税適用財産の価額から当該被害を受けた部分に対応する一定の金額を控除する。

Z－76－E 〔第二問〕 解 答

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算 (42点)

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算 (13点) (単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
宅地E	配偶者乙	29, 690, 000	$100, 000 \times 1. 00 \times (1 - 0. 031) \times 300\text{m}^2 \times \frac{1}{3} = 9, 690, 000$ $\text{※} \quad (1 - \frac{400\% \times 225\text{m}^2 + 300\% \times 75\text{m}^2}{400\% \times 300\text{m}^2}) \times 0. 5 = 0. 031$ (小数点以下 3 位未満四捨五入)
家屋F	配偶者乙	20, 000, 000	$20, 000, 000 \times 1. 0 = 20, 000, 000$
宅地G	配偶者乙	2112, 554, 000	$\text{①} \quad (200, 000 \times 1. 00 + 100, 000 \times 1. 00 \times 0. 08) \times 0. 78 \times 750\text{m}^2 = 121, 680, 000$ $\text{※} \quad \frac{750\text{m}^2 \times 0. 95 + 25}{750\text{m}^2} \times 0. 8 = 0. 78 \text{ (小数点以下 2 位未満切捨)}$ $\text{②イ} \quad 121, 680, 000 \times \frac{1}{2} \times (1 - 50\% \times 30\%) = 51, 714, 000$ $\text{ロ} \quad 121, 680, 000 \times \frac{1}{2} = 60, 840, 000$ $\text{ハ} \quad \text{イ} + \text{ロ} = 112, 554, 000$
家屋H	配偶者乙	221, 000, 000	$60, 000, 000 \times 1. 0 \times \frac{1}{2} \times (1 - 30\%) = 21, 000, 000$
I 社株式	弟 C	212, 500, 000	$\text{①} \quad 12, 500 \quad \text{②} \quad 12, 600 \quad \text{③} \quad 12, 700 \quad \text{④} \quad 12, 800$ $\therefore 12, 500 \times 1, 000 \text{株} = 12, 500, 000$
(配当期待権)	弟 C	318, 740	$400 \times 1, 000 \times (1 - 20. 315\%) = 318, 740$
J 社株式	叔父 A	114, 378, 000	1 株当たりの価額については、(2)で計算すること。 $2, 765 \times 5, 200 \text{株} = 14, 378, 000$
	弟 C	1200, 000	$250 \times 800 \text{株} = 200, 000$
家庭用財産	配偶者乙	11, 500, 000	$2, 000, 000 - 500, 000 = 1, 500, 000$ 日常礼拝の用に供している仏壇は、相続税の非課税財産。
その他の財産	弟 C	2, 000, 000	
	甥 D	8, 000, 000	
	配偶者乙	28, 160, 000	$38, 160, 000 - 2, 000, 000 - 8, 000, 000 = 28, 160, 000$
(生命保険契約に関する権利)	甥 D	24, 200, 000	

(2) 遺贈により取得した個々の財産（取引相場のないJ社株式）の価額の計算（18点）

イ 評価方式の判定

$\frac{192\text{個(A)} + 8\text{個(C)}}{200\text{個}} = 100\% > 50\%$ $\frac{192\text{個(A)}}{200\text{個}} = 96\% \geq 25\%$ ∴ Aは同族株主に該当し、かつ、中心的な同族株主に該当するため、原則的評価方式。 $\frac{8\text{個(C)}}{200\text{個}} = 4\% < 5\% < 25\%$ ∴ Cは同族株主に該当するが、株式取得後の議決権割合が5%未満で、役員及び中心的な同族株主に該当せず、他に中心的な同族株主であるAが存在するため、特例的評価方式。

ロ 1株当たりの純資産価額の計算（資産及び負債の計算）

(イ) 資産の部 (単位：円)			
科 目	相続税評価額	帳簿価額	計 算 過 程
現金及び預金	133, 927, 000	33, 927, 000	千円未満切捨
売 掛 金	115, 000, 000	15, 000, 000	千円未満切捨
貸 付 金	1900, 000	1, 200, 000	1, 200, 000－300, 000＝900, 000
棚 卸 資 産	16, 300, 000	16, 300, 000	
建 物	123, 900, 000	21, 000, 000	
車 両 運 搬 具	18, 800, 000	8, 640, 000	
土 地	168, 000, 000	69, 000, 000	
保 険 積 立 金	10	0	
(生命保険金請求権)	125, 000, 000	25, 000, 000	
合 計	191, 827, 000	190, 067, 000	
(ロ) 負債の部 (単位：円)			
科 目	相続税評価額	帳簿価額	計 算 過 程
買 掛 金	11, 520, 000	11, 520, 000	
借 入 金	36, 000, 000	36, 000, 000	
未 払 金	2, 890, 000	2, 890, 000	千円未満切捨
(未払法人税等)	1560, 000	560, 000	
(退職手当金等)	122, 000, 000	22, 000, 000	20, 000, 000＋2, 000, 000＋0＝22, 000, 000
			※ 3, 000, 000≤600, 000× 6 月＝3, 600, 000 ∴ 0
()			
合 計	72, 970, 000	72, 970, 000	

ロ 1株当たりの純資産価額の計算（続き） (単位：円)

計 算 過 程	
①	$191,827,000 - 72,970,000 = 118,857,000$
②	$190,067,000 - 72,970,000 = 117,097,000$
③	$\frac{\text{①} - (\text{①} - \text{②}) \times 38\% (\text{千円未満切捨})}{20,000\text{株}} = 5,909 (\text{円未満切捨}) \boxed{2}$

ハ 1株当たりの価額の計算 (単位：円)

計 算 過 程	
① 類似業種比準価額	
イ 1株当たりの資本金等の額	
	$10,000,000 \div 20,000\text{株} = 500$
ロ 1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の発行済株式数	
	$10,000,000 \div 50 = 200,000\text{株}$
ハ ㊸の金額	
	$\frac{(150,000 + 150,000 - 60,000) \div 2}{200,000\text{株}} = 0.6 \boxed{1}$
ニ ㊹の金額	
※1	※1
※2	※2
	$3,780,000 > (3,780,000 + 2,064,000) \div 2 = 2,922,000$
※1	$2,500,000 - (500,000 - 200,000) + 100,000 - 20,000 + 1,500,000 = 3,780,000$
※2	$80,000 - 16,000 + 2,000,000 = 2,064,000$
∴	$\frac{2,922,000}{200,000\text{株}} = 14 (\text{円未満切捨}) \boxed{1}$
ホ ㊺の金額	
	$\frac{10,000,000 + 52,000,000}{200,000\text{株}} = 310 \boxed{1}$
ヘ 類似業種比準価額	
※1	※2
※2	※2
※1	※2
462 ×	$\frac{\frac{0.6}{4.4} (\text{0.13}) + \frac{14}{33} (\text{0.42}) + \frac{310}{232} (\text{1.33})}{3} (\text{0.62}) \times 0.6 = 171.8 (\text{10銭未満切捨})$
	$171.8 \times \frac{500}{50} = 1,718 \boxed{2}$
※1	467、468、476、462、477 ∴ 462
※2	小数点以下2位未満切捨
② 配当還元価額	
0.6 < 2.5	∴ $\frac{2.5}{10\%} \times \frac{500}{50} = 250 \boxed{2}$
③ 原則的評価方式による評価額	
※	
	$1,718 \times 0.75 + 5,909 \times (1 - 0.75) = 2,765 (\text{円未満切捨})$
※	$1,718 < 5,909 \quad \therefore \quad 1,718$
④ 特例的評価方式による評価額	
	$250 < 2,765 \quad \therefore \quad 250$

(3) 小規模宅地等の特例の計算（2点） (単位：円)

計 算 過 程		
① 特例対象宅地等（対象資産及び減額割合） 2		
乙（特定居住用宅地等）	$9,690,000 \div 100\text{m}^2 \times \frac{\text{※1}}{100} \times 330 = 25,581,600$	
	$\text{※1} \quad 300\text{m}^2 \times \frac{1}{3} = 100\text{m}^2$	
乙（貸付事業用宅地等①）	$51,714,000 \div 375\text{m}^2 \times \frac{\text{※2}}{100} \times 200 = 13,790,400$	
	$\text{※2} \quad 750\text{m}^2 \times \frac{1}{2} = 375\text{m}^2$	
乙（貸付事業用宅地等②）	$60,840,000 \div 375\text{m}^2 \times \frac{\text{※2}}{100} \times 200 = 16,224,000$	
② 特例対象宅地等の減額計算		
調整計算有利であるため、併用計算省略。		
乙（特定居住用宅地等）から100m ² 及び乙（貸付事業用宅地等②）から200m ² × (1 - $\frac{100\text{m}^2}{330\text{m}^2}$) を選択する。		
乙	$9,690,000 \times \frac{100\text{m}^2}{100\text{m}^2} \times \frac{80}{100} = 7,752,000$	
乙	$60,840,000 \times \frac{200\text{m}^2 \times (1 - \frac{100\text{m}^2}{330\text{m}^2})}{375\text{m}^2} \text{ (円未満切捨) } \times \frac{50}{100} = 11,307,636$	
特 例 適 用 対 象 財 産		課税価格から減額される金額
宅地E		配偶者乙 7,752,000
宅地G		配偶者乙 11,307,636

(4) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用の額の計算 (単位：円)

債 務 及 び 葬 式 費 用	負 担 者	金 額	計 算 過 程
債務	配偶者乙	3,350,000	3,200,000 + 150,000 = 3,350,000
葬式費用	配偶者乙	2,500,000	$4,000,000 \times \frac{1}{2} + 500,000 = 2,500,000$
	叔 父 A	2,000,000	$4,000,000 \times \frac{1}{2} = 2,000,000$

(5) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算（5点） (単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
生命保険金等	配偶者乙	2 18,000,000	20,000,000 - 2,000,000 = 18,000,000
	甥 D	1 10,000,000	$20,000,000 \times \frac{1}{2} = 10,000,000$
同上の非課税金額	配偶者乙	△12,857,142	① 5,000,000 × 4人 = 20,000,000 ② 18,000,000 + 10,000,000 = 28,000,000 ③ ① < ② ∴ $20,000,000 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{18,000,000}{28,000,000} = 12,857,142 \\ \frac{10,000,000}{28,000,000} = 7,142,857 \end{array} \right.$
	甥 D	△7,142,857	

(5) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算（続き） (単位：円)

財 産 の 種 類	取 得 者	課税価格に算入 される金額	計 算 過 程
退職手当金等	配偶者乙	22,000,000	※ $20,000,000 + 2,000,000 + 0 = 22,000,000$ ※ 3,000,000 ≤ 600,000 × 6 月 ∴ 0
同上の非課税金額	配偶者乙	△20,000,000	$5,000,000 \times 4 \text{ 人} = 20,000,000 < 22,000,000 \quad \therefore 20,000,000$

(6) 課税価格に加算する贈与財産（暦年贈与財産）の価額の計算（2点） (単位：円)

贈 与 年 分	受 贈 者	加算される贈与 財産価額	計 算 過 程
令和8年	配偶者乙	0	$100,000 \times 1.00 \times (1 - 0.031) \times 300\text{m}^2 \times \frac{2}{3} = 19,380,000$ ※ $19,380,000 - 19,380,000 = 0$ ※ 19,380,000 < 20,000,000 ∴ 19,380,000

(7) 各相続人等の課税価格の計算（2点） (単位：円)

相続人等 区 分		配偶者乙	叔 父 A	弟 C	甥 D
遺 贈 に よ る 取 得 財 産		173,844,364	14,378,000	15,018,740	12,200,000
み な し 取得財産	生命保険金等	5,142,858			2,857,143
	退職手当金等	2,000,000			
債務控除	債 務	△3,350,000			
	葬 式 費 用	△2,500,000	△2,000,000		
純 資 産 価 額		175,137,222	12,378,000	15,018,740	15,057,143
生前贈与財産の加算額		0			
課 税 価 格 (1,000円未満切捨て)		175,137,000	12,378,000	15,018,000	15,057,000

2 納付すべき相続税額の計算（8点）

(1) 相続税の総額の計算（2点）

課 税 価 格 の 合 計 額		遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額	課 税 遺 産 総 額
千円 217, 590		千円 30, 000+6, 000× 4 人=54, 000	千円 163, 590
法定相続人	法 定 相 続 分	法 定 相 続 分 に 応 ず る 取 得 金 額	相 続 税 の 総 額 の 基 と な る 税 額
配偶者乙	$\frac{3}{4}$	千円 122, 692	円 32, 076, 800
叔 父 A	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{16}$	10, 224	1, 033, 600
弟 C	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{4} + \frac{1}{4} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{8}$	20, 448	2, 567, 200
甥 D	$\frac{1}{4} \times \frac{1}{4} = \frac{1}{16}$	10, 224	1, 033, 600
合計	4 人	1	(100円未満切捨て) 36, 711, 200 円

(注) 法定相続人ができて2

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算（1点） (単位：円)

相 続 人 等		配 偶 者 乙	叔 父 A	弟 C	甥 D
区 分					
算 出 税 額		29, 548, 643	2, 088, 382	2, 533, 796	2, 540, 376
加 算 又 は 減 算	相 続 税 額 の 2 割 加 算 額		417, 676	506, 759	508, 075
	暦 年 課 税 分 の 贈 与 税 額 控 除 額				
	配 偶 者 の 税 額 軽 減 額	△27, 533, 400			
	未 成 年 者 控 除 額				1 △100, 000
	相 次 相 続 控 除 額	△773, 709	△54, 682	△66, 348	△66, 518
納 付 税 額 (100円未満切捨て)		1, 241, 500	2, 451, 300	2, 974, 200	2, 881, 900

(注) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算過程は次の(3)に記載する。

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算（5点）

(単位：円)

加算及び控除の項目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
相続税額の2割加算額 (対象者 $\boxed{2}$)	叔 父 A	417,676	$2,088,382 \times \frac{20}{100} = 417,676$
	弟 C	506,759	$2,533,796 \times \frac{20}{100} = 506,759$
	甥 D	508,075	$2,540,376 \times \frac{20}{100} = 508,075$
暦年課税分の贈与税額 控除額			
配偶者の税額軽減額 (計算パターン $\boxed{1}$)	配偶者乙	27,533,400	$\textcircled{1}$ 29,548,643 $\textcircled{2}$ イ $217,590,000 \times \frac{3}{4} = 163,192,500 > 160,000,000$ $\therefore 163,192,500$ ロ 175,137,000 ハ イ < ロ $\therefore 163,192,500$ ニ $36,711,200 \times \frac{163,192,500}{217,590,000} = 27,533,400$ $\textcircled{3}$ $\textcircled{1} > \textcircled{2}$ ニ $\therefore 27,533,400$
未成年者控除額	甥 D	100,000	$100,000 \times (18\text{歳} - 17\text{歳}) = 100,000$
相次相続控除額 (対象者 $\boxed{1}$)			$\textcircled{1}$ $1,602,100 \times \frac{217,591,105}{28,000,000 - 1,602,100} \left[> \frac{100}{100} \therefore \frac{100}{100} \right]$ $\times \frac{10 - 4 \times \text{※}}{10} = 961,260 \text{ } \boxed{1}$ $\text{※ R} 4.5.6 \sim \text{R} 8.8.3 \therefore 4\text{年}(1\text{年未満切捨})$ $\textcircled{2}$ $961,260 \times \left[\begin{array}{l} \frac{175,137,222}{217,591,105} = 773,709 \\ \frac{12,378,000}{217,591,105} = 54,682 \\ \frac{15,018,740}{217,591,105} = 66,348 \\ \frac{15,057,143}{217,591,105} = 66,518 \end{array} \right]$
	配偶者乙	773,709	
	叔 父 A	54,682	
	弟 C	66,348	
	甥 D	66,518	

▶予想配点◀

解答中に口で囲まれた数字として記載してあります。

●合否のポイント

第一問（理論）

問1、問2の2題とも事例問題であること、また、暗記した条文を答えるだけでなく、事例に則した説明をしなければならないこと等、近年の傾向どおりの出題であった。

問1は、予想Cランク理論についてであり、また、基本通達についても問われていたため、受験生にとっては解答しづらかったであろう。ただし、(1)の個人Bに譲渡した場合の贈与税の課税関係については、法7についての問うているのは明らかであるため、(1)だけでも解答できれば充分だと思われる。

問2は、被相続人から生前に贈与を受けていた場合における相続税の課税価格を問う問題であった。相続税と贈与税との関係を表す規定のうち、相続税の課税価格の計算に関するものに絞って解答すればよかったため、直前対策テキストや理論ドクターで応用理論対策を行っていた受験生にとっては、比較的容易に解答範囲を掴める問題になっていた。

上記をまとめると、問1について低額譲受（法7）を挙げたうえで、問2をしっかりと解答すれば、合格答案となるであろう。

第二問（計算）

相続人及び相続分については難易度が高いが、その他の論点については標準的な難易度であったため、基礎論点を取りこぼすことなく正答できたかどうか合格の鍵となるであろう。

●合格ライン

〔第一問〕

合格確実ラインは46点、ボーダーラインは34点程度であると思われる。

〔第二問〕

合格確実ラインは43点程度、ボーダーラインは33点程度であると思われる。

合格確実ラインは89点程度、ボーダーラインは67点程度であると思われる。

●税理士試験後の受験プランニング

TAC 配点での得点	答練等での成績	次年度のコース選択案
67点以上	－	次の科目に進みましょう。
62点～66点	－	次の科目に進むことをおすすめします。なお、不安な方は「年内上級演習＋上級コース」で実力維持を図りましょう。
52点～61点	平均点以上	「年内上級演習＋上級コース」で実力維持を図りましょう。なお、学習時間を確保できる方は次の科目も受講しましょう。
	平均点未満	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。
51点以下	－	「基礎マスター＋上級コース」で基本項目の再確認を行いましょう。

各コースの詳細はこちらからご確認ください。⇒





夏の税理士オンライン特別セミナー

～簿記・財表・法人・所得・相続・消費～ 科目別攻略 Zoom セミナー

要予約

※各セミナー
先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験は科目ごとに出题傾向が大きく異なるため、TACでは科目別に「合格戦略」を立てて教材・カリキュラムを制作し、講義を展開しています。当 Zoom セミナーでは、簿記・財表・法人・所得・相続・消費の6科目について、各科目の学習内容、試験傾向、学習上のポイント等を担当講師が解説するとともに、8月・9月に開講する各コースについてご案内します。また、セミナー終了後には、ZoomのQ&A機能を使用した質疑応答も行います。当セミナーで疑問や不安を解消して、スムーズに学習をスタートさせましょう！

セミナー内容

- 科目の特徴(学習内容・試験傾向・学習上のポイント)
- 8月・9月入学コースの紹介
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- はじめて該当科目を学習される方
- 科目選択や受講するコースをお悩みの方
- 該当科目の学習にあたって疑問や不安をお持ちの方

●開催日時及び担当講師

簿記論	財務諸表論	法人税法
8/18 (火) 19:30 ~ 20:30	8/20 (木) 19:30 ~ 20:30	8/21 (金) 19:30 ~ 20:30
		
河井 翔太 講師	渡辺 俊宏 講師	松田 好孝 講師
所得税法	相続税法	消費税法
8/24 (月) 19:30 ~ 20:30	8/23 (日) 10:00 ~ 11:00	8/17 (月) 19:30 ~ 20:30
		
内山 隆一 講師	阿部 史生 講師	二宮 良之 講師

※質疑応答の状況によっては、セミナー時間を30分程度延長する場合があります。

～酒税・固定・事業・住民・国徴～ ミニ税法徹底比較！

TAC 税理士講座
ホームページで配信！

ご視聴はこちら



ミニ税法(酒税法・固定資産税・事業税・住民税・国税徴収法)は、試験科目の中でも比較的学習ボリュームが少ない科目です。当セミナーでは、各科目の学習内容や試験傾向、学習上のポイントを解説し、徹底比較します。科目選択で迷われている方は必見です！

セミナー内容

- ミニ税法5科目のオススメポイント
- 科目選択の判断方法

こんな方に オススメ

- 9月からミニ税法の学習を検討されている方
- 科目選択で迷われている方

セミナー担当講師

TAC 税理士講座
固定資産税

松葉 貴 講師

配信予定: 8/7(金)～



どこよりも早い分析！ この夏の就職市場を知る！

要予約

※先着 400 名まで

Zoomでライブ配信！



ご予約はこちら

税理士試験が終わった今が、会計業界就活最前線です！「この夏の就活はどのような状況なのか？」「短期間でできる効果的な選考対策は？」などについて、夏の就職説明会の最新データから分析していきます。他業界に比べて変化の激しい会計業界。最新の情報収集が就職活動の勝負を決めます。今まさに就職活動中の方も、これからという方も、ぜひご覧いただきたい内容です！

セミナー内容

- 2026年の夏の就職説明会の傾向分析
- 短時間でできる効果的な選考対策
- 質疑応答

こんな方に オススメ

- 最新の会計業界の情報を知りたい方
- これから就職活動を行う際のポイントを知りたい方

セミナー担当

TAC プロフェッションバンク
人材コンサルタント

加藤 貴之

開催日時:

8/25(火) 19:30～20:30



本試験の振り返りが 次のスタートに生きる!

■本試験後の
「受験プランニング」



■令和8年度(第76回)税理士試験
「解答解説会動画」



※要申込※



8/10(月)
12:00より
公開予定

\\ さらに //

令和8年度(第76回)税理士試験
受験番号をご報告いただいた方に
下記の特典をプレゼント!

■抽選で500名に!
「選べるe-GIFT 5,000円」

※当選した方には10月下旬にご案内をお送りします。

■令和8年度(第76回)税理士試験
「解答への道」

本試験問題の設問ごとの詳しい解説をご確認ください。

受験番号の
報告はこちら



9/30(水)締切

■令和8年度(第76回)税理士試験
「本試験分析会動画」
(簿記・財表・法人・所得・相続・消費)

本試験の出題傾向や難易度を分析し、受講生の出来具合を調査した上で合格ライン等について各科目の担当講師が詳しくお伝えします。

8/14(金)
より
公開予定

特典は受験番号報告時にご登録いただいたメールアドレスにお送りします。